

高鍋町建設工事指名競争入札参加資格審査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、指名競争入札参加者の資格、指名基準、指名停止等に関する要綱（平成31年高鍋町訓令第15号。次条第2項及び第3項において「要綱」という）第9条第2項の規定に基づき、建設業者の指名競争入札参加の資格審査（次条において「資格審査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格審査)

第2条 資格審査は、町が発注する工事の契約の種類及び金額に応じ、指名競争入札に参加することができる者を区分する方法（以下「等級の格付け」という。）により行うものとする。

2 資格審査は、要綱第6条第1項に規定する指名競争入札参加資格者名簿に登録された町内に本社又は支社、本店又は支店、営業所等を有する者（以下この項において「名簿登録業者」という。）で、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2項の規定により分類された建設業のうち、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業又は水道施設工事業のいずれかの業種（以下「対象業種」という。）に係る工事を施工する資格（名簿登録業者のうち、町内に支社、支店、営業所等を有するものにあつては、当該支社、支店、営業所等において営業する対象業種に係る工事を施工する資格に限る。）を有するものに対して行うものとする。

3 資格審査会（要綱第10条第1項に規定する資格審査会をいう。以下同じ。）は、町が発注しようとする工事の種類が前項に掲げる対象業種に該当しない場合その他特別な事情がある場合は、前項の規定に該当する者以外の者の資格審査を行うことができる。

(等級の格付けの方法)

第3条 等級の格付けは、次項に規定する客観的事項に基づき算出する数値と第3項に規定する主観的事項に基づき算出する数値を合計した数値により行うものとする。

2 等級の格付けに用いる客観的事項に基づき算出する数値は、建設業法第27条の23第1項に規定する審査（以下「経営事項審査」という。）を受け、同法第27条の29第1項の規定により通知のあった総合評定値（以下「総合評定値」という。）とする。

3 等級の格付けに用いる主観的事項に基づき算出する数値は、次に掲げる点数を合計した数値とする。

(1) 審査の日の属する年度前2か年度における契約の種類ごとの合計完成工事出来高に対する1か年度の平均額を区分し、当該区分に対応した点数

(2) 審査の日の属する年度前2か年度における契約の種類及び工事ごとの工事成績評定表（工事を発注した課又は局（地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条に規定する町長の内部組織として設置された課、会計課、上下水道課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局及び教育委員会の内部組織として設置された課をいう。）が当該工事の成績を点数化したものをいう。以下同じ。）の合計点数に対する1工事当たりの平均点数を区分し、当該区分に対応した点数

4 前項第1号の区分及び当該区分に対応した点数は、別表第1のとおりとする。

5 第3項第2号の区分及び当該区分に対応した点数は、別表第2のとおりとする。

- 6 第3項に規定する主観的事項に基づき算出する数値を有しない者の等級の格付けは、第1項の規定にかかわらず、第2項に規定する客観的事項に基づき算出する数値のみをもってこれを行うものとする。
- 7 要綱第9条第1項本文による資格審査（以下「定期資格審査」という。）により等級の格付けをされた者が、当該等級の格付けをされた日から次の定期資格審査までの間に経営事項審査を受け、総合評定値を示すことが可能な場合又は示された場合であっても、当該期間中においては、改めて等級の格付けは行わないものとする。
- 8 前条第3項の規定を適用する場合における当該適用を受けた者の等級の格付けの方法は、この要領によらず、資格審査会が別に定めるものとする。

（等級の格付け）

第4条 工事種別ごと及び等級ごとの業者数は、別表第3のとおりとする。

- 2 等級の格付けは、前条第1項に規定する数値が大きい者を上位とし、上位から別表第3に定められた業種ごとの等級の格付けをすべき業者数に達するまで行うものとする。
- 3 前項の規定による等級の格付けを行った場合において、業種ごとの当該格付けを行った業者数が別表第3に掲げる業者数よりも多かつたときは、指名競争入札の公平性・公正性・透明性の確保その他指名競争入札に関し重視すべき事項を総合的に勘案した上で、合理的理由があると認められる場合に限り、別表第3に掲げる業者数によらず、当該業者数を調整することができる。
- 4 第2条第3項の規定を適用し、かつ、前条第8項の規定による等級の格付けをした場合における工事種別ごと及び等級ごとの業者数は、資格審査会が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成31年4月23日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この訓令は、令和元年12月1日から施行する。

（等級の格付けの特例）

- 第2条 この訓令の施行の日から令和3年3月31日までの間（次項において「特例期間」という。）に経営事項審査を受け、総合評定値の通知があったことにより要綱第7条第3号に規定する届け出をした者で、かつ、当該届け出をした者の対象業種が舗装工事業又は水道施設工事業であった場合は、第3条第7項の規定は適用せず、当該届け出に基づき等級の格付けを行うものとする。
- 2 前項の規定による等級の格付けが行われた者のうち、舗装工事業又は水道施設工事業以外の対象業種について等級の格付けが行われているものにあつては、特例期間において当該舗装工事業又は水道施設工事業以外の対象業種の等級の格付けの変更は行わないものとする。

附 則

この訓令は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年5月25日から施行する。

別表第1（第3条関係）

審査の日の属する年度前2か年度における契約の種類ごとの合計完成工事出来高に対する1か年度の平均額	点数
200,000,000円以上	20点
100,000,000円以上200,000,000円未満	18点
50,000,000円以上100,000,000円未満	16点
30,000,000円以上50,000,000円未満	14点
20,000,000円以上30,000,000円未満	12点
14,000,000円以上20,000,000円未満	10点
9,000,000円以上14,000,000円未満	8点
5,000,000円以上9,000,000円未満	6点
2,000,000円以上5,000,000円未満	4点
500,000円以上2,000,000円未満	2点
500,000円未満	0点

別表第2（第3条関係）

審査の日の属する年度前2か年度における契約の種類及び工事ごとの工事成績評定表の合計点数に対する1工事当たりの平均点数	点数
85点以上	100点
80点以上85点未満	90点
78点以上80点未満	80点
76点以上78点未満	70点
74点以上76点未満	60点
72点以上74点未満	50点
70点以上72点未満	40点
65点以上70点未満	30点
60点以上65点未満	0点
60点未満	-30点

別表第3（第4条関係）

工事種別 等級	土木一式工 事	建築一式工 事	電気工事	管工事	舗装工事	水道施設工 事
A級	5者	4者	2者	7者	4者	8者
B級	5者	4者	5者	10者	4者	6者
C級	11者				5者	